平成２２年（フ）第１７２号
鳥取県米子市両三柳4306番地４
債務者　高本　都子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５２５号
愛媛県松山市勝山町２丁目12番地３　アルファステイツ勝山通り305号
債務者　西岡　　進
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８０号
福岡県八女市立花町白木1518番地１
債務者　橋本　文子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５８０号
大分市大字荏隈1573番地の４
債務者　田崎　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９７号
大分市大字永興602番地の11
債務者　宮崎　辰雄
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０３号
富山市豊田町１丁目７番２号
債務者　髙森　睦子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０５号
富山市四ツ葉町12番26号
債務者　北　　供祝
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４０号
長崎県長崎市蚊焼町993番地１　市営蚊焼アパート１棟102号
債務者　辻村美由樹
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２２号
熊本市八島１丁目１番64号
債務者　原田　義昭
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３９号
大分県別府市上原町１番３号　メゾンＨＩＲＯ304号
債務者　神家　敦夫
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５号
石川県小松市国府台４丁目70番地　マルタニコーポ101、従前の住所石川県小松市白江町ワ246番地
債務者　竹中　　幸（旧姓中筋）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２７８号
三重県亀山市和田町1267番地３、前住所広島県尾道市平原３丁目20番４号
債務者　馬場　信光
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１６１号
神戸市兵庫区西宮内町２番37号清風ハイツ301
債務者　堀ノ内英子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０８号
神戸市中央区中山手通７丁目37番14号
債務者　中山　昌彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９８号
神戸市東灘区住吉山手１丁目５番11―301号、従前の住所兵庫県加古川市野口町野口431番地の21
債務者　石井はる美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３０号
神戸市兵庫区中道通３丁目４番５号104、従前の住所大阪市中央区材木町２番６号
債務者　敷　　吉枝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３２号
兵庫県三木市自由が丘本町３丁目488番地
債務者　藤田有加子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部